2025 年度 若手・女性研究者奨励金 レポート

研究課題	**人間の尊厳とジェンダー平等に着眼した新たな性売買規制の探究** **－フランス買春禁止法に基づく立法論的検討－**
キーワード	①憲法、②フェミニズム、③性売買

研究者の所属・氏名等

フリガナ 氏　名	クボタ　マリ 久保田　茉莉
配付時の所属先・職位等 （令和７年４月１日現在）	日本体育大学　体育学部　体育学科　助教
現在の所属先・職位等	日本体育大学　体育学部　体育学科　助教
プロフィール	1997 年生まれ。静岡県立静岡高等学校、立命館大学法学部、同大学院法学研究科法学専攻博士課程前期課程および博士課程後期課程を経て、2024 年 4 月より現職。博士（法学）。専門は憲法学、フェミニズム法学、ジェンダー研究。主著に『軍隊への男女共同参画――女性の権利の実現と軍事化の諸相』（日本評論社、2024 年）。第 18 回平塚らいてう賞（2024 年）、第 12 回ジェンダー法学会西尾学術奨励賞（2025 年）ほか受賞。第二波フェミニズムの知見を活かし、憲法学と女性学とを架橋することで、女性の解放に寄与すべく研究活動に取り組んでいる。

1. 研究の概要

本研究は、性売買に関するフランスの立法状況を解明し、そのうえで、性売買の根絶とそれによる女性の人権保障に効果があるような性売買規制立法を探求するものである。性売買に対する規制、特に買春処罰の導入は、近代的なリベラリズムとの摩擦を孕む。しかし、性売買が女性の尊厳を毀損するものでありその根絶が国際的潮流である以上、日本でも、個人の自由や自律との整合性を図りつつ、その根絶のための実効的な法制度を構築しなければならない。これまでの憲法学の研究では、具体的な法制度を検討する研究が不足しているため、本研究では、大規模な法改正を行ったフランスにおける立法過程での議論を分析し、日本における制度設計のための課題要素を析出したうえで、性売買規制についての政策的提案を行う。

2. 研究の動機、目的

これまでの研究の中で、女性の軍隊参入を自己決定権行使として正当化できるか否かを検討するに際し、人間の尊厳と自己決定権との関係に着目してきた。その結果、具体的な場面での自己決定は、外的要因の影響を受けてなされるものであるから、そのような中で自らの尊厳を損壊するような自己決定の結果を手放しで正当化することはできないのではないかという疑いが生じた。このような問題意識の下、性売買について考えてみるに、軍隊参入の問題と同様に、人間の尊厳と緊張関係にある自己決定の問題が中核となる。したがって、自己決定権と人間の尊厳との関係を問いつつ、性売買規制についての理論的検討を行うことによって、あるべき法制度を構想することが必要となる。

以上のような動機に基づいて行われる本研究の目的は、フランスの性売買規制法（2016 年成立）の制定時の議論状況を参照することで、性売買、特に買春に対する規制立法のありよう

を探ることである。日本法では性売買の根絶が目指されているが、そのためには現行法では不十分である。性道徳主義ではなく女性の性的人格権や平等、人間の尊厳の問題として、性売買規制を構築する必要がある。

3. 研究の結果

フランスの性売買関連法制定時に、買春処罰の導入をめぐって行われた議論を分析することで、日本法の見直しに向けた示唆を得るべく、フランス議会の議事録、官報、裁判例、統計資料、論文等を素材に日仏比較法研究を行った。

まず、フランス議会で交わされた議論を、いくつかの論点に絞って整理した。フランスでは、性売買は個人の自由であり、売買の一方を処罰するのは不合理だといった反対論に対し、性売買は、その性質により人間の尊厳に反するもの、女性に対する差別・暴力と捉えることができ、加害行為である買春の処罰は当然の帰結となるということが示されていた。

このような議論に学び、日本の売春防止法の問題点を抽出し検討した。まず、同法において、性売買が尊厳に反するものとされていながら、それが誰のどのような問題なのかということが曖昧になっている点が指摘される。売春者を被害者として位置づける議論が、日本の文脈においても必要である。また、同法は性道徳や公序良俗を保護法益に含めているが、これでは謙抑主義に反するとの批判を招じうるうえ、買春の加害性が曖昧になるため、売春者の人権や男女平等との関係に絞って、保護法益が論じ直されなければならない。さらに、現行法の具体的措置には、買春処罰がなく、売春の一部は処罰対象とされている。しかしこれでは、売春者の被害者としての位置づけが相対化されてしまうため、買春が加害行為であることを明確にして、そこから法内容を帰結する必要がある。日本の法制度のこうした問題点を改善するためのさらに具体的な提案が、今後の課題となる。

以上の研究成果については、査読付学会誌にて発表した（久保田茉莉「性購買処罰の導入に向けたフランス議会における議論」ジェンダーと法22号171-190頁）。





買春処罰導入に向けて奔走する角田由紀子弁護士らと国会内で鼎談（東京民報2025年10月12日付より）

4. 研究者としてのこれからの展望

今後も引き続き、人間の尊厳の原理と自己決定権との相克を中核に据え、フランスとの比較法研究を通じて、日本における法規制のあり方を検討したいと考えている。加えて、憲法とジェンダーについての総論的研究も行いたい。さしあたりの目標は、2026 年 5 月に全国憲法研究会にて発表した「女性の人権の不可視化/周縁化問題」について、フロアとの議論を踏まえてブラッシュアップしたものを、学会誌に投稿することである。また、これまで検討を行ってきた女性の軍隊参入、性売買、性自認の法制化は、いずれも自己決定権に関わる問題であるため、自己決定権がジェンダーとの関係で問題となる場面について、その権利内容や射程を包括的に検討したいと考えている。フェミニズムの知見を活かした憲法学研究に生涯をかけて取り組む所存である。

5. 支援者（寄付企業等や社会一般）等へのメッセージ

この度は、私の研究にご支援を賜りまして、誠にありがとうございました。本奨励金により、これまでの研究を発展させることができました。性売買は、女性の品行の問題と見られがちですが、その背後には、女性の貧困や男女格差があります。畢竟、これは女性の問題ではなく、女性を脆弱な地位に置き無力化するミソジニー社会の問題、そして、女性を商品と見做して憚らない男性（買春者）の問題なのです。こうした問題を解決し、女性が尊厳をもって暮らせる社会の実現に貢献できるよう、今後ますます邁進してまいります。